

2026年度古野給付奨学生（大学生）

推薦募集要項

公益財団法人 同盟育成会

奨学生の金額

月額4万円、年間48万円（返済不要）

給付期間

奨学生採用が決まった年の年度初めから、在籍する大学の最短卒業時まで（最長2年間）とします。

奨学生が退学したとき、病気などで成業の見込みがなくなったとき、または、学業成績、性行が不良と認められるときは、奨学生を打ち切ります。

応募者の資格

1、2026年4月に、日本の4年制大学の3学年に進級し、ジャーナリストあるいはジャーナリズム研究者を目指して勉学に励んでいる方およびメディア関係全般での就業・研究を目指している方。

ただし、大学卒業後の進路まで拘束するものではありません。結果的に異なる分野に進まれても問題はありません。

1、志操堅固、健康優良で、学業成績優秀な方。

学業成績の目安は大学1、2年生時の成績表で、優あるいは優相当以上の評価が5割以上あることとします。

1、学費の援助が必要と認められる方。

他の奨学生との併給は可能です。

応募方法

1、大学を通じて応募。奨学生希望者本人から直接の申し込みは受け付けません。

1、各大学3名までの推薦者を決め以下の書類を添えて当財団にお送りください。

① 紹介書（大学学長の捺印が必要。書式は当財団ホームページからダウンロード可）

② 紹介書（本人が記入。書式は当財団ホームページからダウンロード可）

③ 作文「私とニュース」1,000字以内（A4横書き1枚）にまとめて下さい。

④ 大学1、2年次の成績証明書

⑤ 大学3年次の在学証明書

⑥ 父母等の「住民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」または「住民税課税（非課税）証明書（収入金額が記載されていること）」（2025年度、コピー可）

※収入がない場合でも「非課税証明書」が必要です。

（申込書類に記載された個人情報については当財団にて厳重に管理され、奨学生選考審査、及び、奨学生に対する奨学生送金、事務連絡業務以外の目的に利用する事はありません）

応募期間

2026年4月10日～4月24日必着

(一部の書類が間に合わない場合は、当財団にご相談ください)



募集定員

20人

選考の流れ

作文をはじめ応募書類を審査し、2026年6月2日の当財団の奨学生選考委員会に諮って合否を決定、本人と大学宛に郵便でお知らせします。

奨学金の送金

奨学金振込先口座番号（本人名義のゆうちょ銀行総合口座）を提出していただきます。8月初めに初回の奨学金（4～9月の6カ月分、24万円）を振り込みます。10月以降は、偶数月に2カ月分ずつの振り込みとなります。

奨学生の義務

1、作文の提出

提出時期：毎年7月と12月

テーマ：その都度、財団でテーマを提示します。

長さ：1,000字以内（A4横書き1枚）

1、奨学生アンケートの提出

毎年11月上旬に奨学金の活用状況等に関するアンケートを実施します。

1、研修会への出席

7月懇親会、10月オンライン、2月日本プレスセンターホールで開催する奨学生研修会に参加してもらいます。

参加者には交通費（公共交通機関利用時の実費）を支給します。

正当な理由なく上記の義務を履行しなかった場合、奨学金を打ち切ることがあります。

その他

同盟育成会の詳細はホームページをご覧ください。お問い合わせは下記へ。

以上

公益財団法人 同盟育成会 奨学金係

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル1階

TEL 03-3593-2055 FAX 03-3502-3550

<http://www.doumei-ikuseikai.or.jp>

E-mail ikusei-k@soleil.ocn.ne.jp

2026 年度古野給付奨学生（大学院生）

推薦募集要項

公益財団法人 同盟育成会

奨学生の額

月額 6 万円、年間 72 万円（返済不要）

給付期間

奨学生採用が決まった年の年度初めから、在籍大学院修士課程（または博士課程前期）修了時まで（最長 2 年間）とします。

奨学生が退学したとき、病気などで成業の見込みがなくなったとき、または、学業成績、性行が不良と認められるときは、奨学生を打ち切ります。

応募者の資格

- 1、2026 年 4 月に、日本の大学院修士課程または博士課程前期に進学し（修士課程、博士課程前期 1 年生）、ジャーナリストあるいはジャーナリズム研究者を目指し勉学に励んでいる方およびメディア関係全般での就業・研究を目指している方。
ただし、修了後の進路まで拘束するものではありません。結果的に異なる分野に進まれても問題はありません。
- 1、志操堅固、健康優良で、学業成績優秀な方（学部 3、4 年生時に優あるいは優相当以上の評価が 5 割以上）。
- 1、学費の援助が必要と認められる方。
他の奨学生との併給は可能です。

応募方法

- 1、大学を通じて応募。奨学生希望者本人から直接の申し込みは受け付けません。
- 1、各大学 3 名までの推薦者を決め、以下の書類を添えて当財団へお送りください。
 - ① 給付奨学生推薦書（大学学長の捺印が必要。書式は当財団ホームページからダウンロード可）
 - ② 給付奨学生申込書（本人が記入。書式は当財団ホームページからダウンロード可）
 - ③ レポート（大学院進学の目的及び修士課程で予定している研究テーマについて、1,000 字以内 A4 横書き 1 枚、研究テーマ、学校名、名前を明記のこと）
 - ④ 学部 3、4 年生時の成績証明書
 - ⑤ 大学院の在学証明書
 - ⑥ 父母等の「住民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」または「住民税課税（非課税）証明書（収入金額が記載されていること）」（2025 年度、コピー可）
※収入がない場合でも「非課税証明書」が必要です。

（申込書類に記載された個人情報については当財団にて厳重に管理され、奨学生選考審査、及び、奨学生に対する奨学生送金、事務連絡業務以外の目的に利用する事はありません）

応募期間

2026年4月10日～4月24日必着

(一部の書類が間に合わない場合は、当財団にご相談ください)



募集定員

20人

選考の流れ

2026年6月2日の当財団の奨学生選考委員会に諮って合否を決定、結果は本人と大学あてに郵便でお知らせします。応募書類選考通過者を対象にオンライン面接を行う場合があります。

奨学金の送金

奨学金振込先口座番号（本人名義のゆうちょ銀行総合口座）を提出していただきます。8月初めに初回の奨学金（4～9月の6カ月分、36万円）を振り込みます。10月以降は、偶数月に2カ月分ずつの振り込みとなります。

奨学生の義務

1、研究レポートの提出

初年度の7月と12月、及び次年度の7月に、研究テーマに関するレポート（1,000字以内A4横書き1枚）を、また、次年度の12月には、修士論文を（2,000字以内A4横書き2枚）に要約したものを提出してもらいます。

1、奨学生アンケートの提出

毎年11月上旬に奨学金の活用状況等に関するアンケートを実施します。

1、研修会への出席

7月懇親会、10月オンライン、2月日本プレスセンターホールで開催する奨学生研修会に参加してもらいます。

参加者には交通費（公共交通機関利用時の実費）を支給します。

正当な理由なく上記の義務を履行しなかった場合、奨学金を打ち切ることがあります。

その他

同盟育成会の詳細はホームページをご覧ください。お問い合わせは下記へ。

以上

公益財団法人 同盟育成会 奨学金係

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル1階

TEL 03-3593-2055 FAX 03-3502-3550

<http://www.doumei-ikuseikai.or.jp>

E-mail ikusei-k@soleil.ocn.ne.jp

給付奨学生申込書

フリガナ 氏名	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日(西暦) 年 月 日生	年齢 歳	写真 縦4cm×横3cm		
学校名	学部・研究科					
本人現住所 〒 -						
携帯番号:		メールアドレス:				
家族住所(本人と同じ場合は記入不要) 〒 -						
電話番号:						
学歴・職歴	(西暦) 年	月	高等学校以降の学歴および職歴を記入 高等学校卒業			
免許・資格						
その他	趣味/スポーツ		留学の予定(留学先・時期・期間・目的等)			
	健康状態					
	奨学金申込の動機、学業について等					
家族氏名	続柄	氏名(本人以外)	年齢	職業	勤務先・学校名	課税標準額(育成会記入欄)
	父					円
	母					円
						円
						円
						円
一ヶ月当たりの生活費	収入(月額)			支出(月額)		
	家庭から			円	授業料	円
	定職			円	食費	円
	アルバイト			円	住居費	円
	奨学金:			円	交通費	円
				円	教養娯楽費	円
	その他:			円	書籍費	円
				円	その他:	円
	収入合計			円	支出合計	円
以上のとおり記載事項に相違ありません。同盟育成会の給付奨学生としてご採用いただきたくお願いいたします。						
			年 月 日			
公益財団法人 同盟育成会 理事長 殿			本人署名 印			

給付奨学生推薦書

年 月 日

公益財団法人同盟育成会 理事長 殿

大学名 :

大学学長 :

印

記入者名 :

下記の学生を公益財団法人同盟育成会の給付奨学生に推薦いたします。

記

学部・研究科 :

学生氏名 :

推薦理由 :

古野奨学金制度運営規定

公益財団法人 同盟育成会

(総 則)

第1条 この奨学金制度は、本会定款第4条に掲げる事業の一つとして行い、将来、社会の各層において新聞通信事業に理解ある有為の人材を養成することを目的とする。
このため、奨学生に学費を貸与・給付するとともに、その補導、訓育に任じ、そのほか所見などの提出を求める。

第2条 この奨学金制度実施のために必要とする基金は、古野伊之助氏、藤田博司氏のご遺族と本会よりの拠出金による。

(奨学金の種別と貸与・給付額、期間)

第3条 奨学金は次の2種類とする。

① 貸与奨学金

大学生

2009年4月1日より前に貸与が決定した者
月額 25,000円

2009年4月1日以降に貸与が決定した者
月額 30,000円

高等学校生 月額 20,000円

② 給付奨学金

大学院生 月額 60,000円
大学生 月額 40,000円

第4条 奨学金を貸与・給付する期間は、以下の通りとする。

① 貸与奨学金

奨学生に採用された月から、その者が在学する最短修業年限の終期まで。但し、事情により、正規の手続きを経てこれを1ヵ年乃至2ヵ年延長することができる。

② 給付奨学金

奨学生に採用された月から、その者が大学院または大学に在籍する期間。最大2年間とする。

(奨学生の資格)

第5条 奨学生となる者は原則として、以下の条件を満たす者の中から選考する。

① 貸与奨学生

高等学校、大学に在籍し、学業、人物、健康ともに優秀な日本国籍を持つ学徒で、経済的理由により学費の支弁が困難な者。

② 給付奨学生

イ 大学院生=大学院の修士課程又は博士課程前期に在籍し、ジャーナリズムあるいはマスコミ関係の研究者またはジャーナリストになることを目指して、そのために有用な研究に従事する優秀な学徒で、経済的理由により学費の支弁が困難な者。
ロ 大学生=4年制大学の3、4学年に在籍し、ジャーナリストになることを目にして勉学に従事する優秀な学徒で、経済的理由により学費の支弁が困難な者。

(奨学生の募集と応募手続き)

第6条 奨学生の募集と応募手続きは以下の通りとする。

① 貸与奨学生

ホームページ等を通じて広く一般から募集する。貸与希望者は申込書類に在籍する学校の推薦書を添えて、本会に提出する。

② 給付奨学生

募集に当たっては、15校以上の大学に推薦を依頼するほか、ホームページに募集要項を掲載し、推薦依頼校以外の大学からも応募を受け付ける。

給付希望者は大学の推薦を得て、大学を通して応募するものとし、給付希望者から直接の応募は受け付けない。

(奨学生選考委員会の設置と奨学生採用)

第7条 応募者の採否審査などのため、理事長の諮問機関として奨学生選考委員会を設ける。

- 2 奨学生選考委員会は、理事長が委嘱する学識経験者11名乃至15名をもって構成する。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 奨学生選考委員会は別に定める「古野奨学生選考基準」に基づいて応募者を審査する。
- 4 理事長は奨学生選考委員会の審査結果に基づいて採否を決定し、理事会に報告する。
- 5 理事長は奨学生選考に限らず、古野奨学金制度の運営全般について、奨学生選考委員会に諮問することができる。

(誓約書の提出)

第8条 奨学生に採用された者は、直ちに別に定める誓約書を保証人と連署のうえ、本会に提出しなければならない。

(奨学生の給付、貸与)

第 9 条 奨学生は、奨学生が指定したゆうちょ銀行の口座に送金する方法で給付または貸与する。

(学業成績の報告)

第 10 条 奨学生は、原則として毎学年の初めに在学証明書と前学年度の学業成績書を本会に提出しなければならない。

(奨学生の異動その他の届け出)

第 11 条 奨学生は次の各号の 1 に該当する場合は、保証人と連署のうえ、本会に届け出なければならない。

- ① 休学、転学、または退学したとき。
- ② 停学その他の処分を受けたとき。
- ③ 病気その他の事由により 2 カ月以上欠席したとき。
- ④ 保証人を変更したとき。
- ⑤ 本人または保証人の氏名、住所そのほか重要な事項に変更があったとき。

(奨学生の辞退および停止)

第 12 条 奨学生はいつでも奨学生の辞退を申し出ることができる。また奨学生が転学、または退学したときは、奨学生を辞退したとみなす。

第 13 条 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは奨学生の交付を停止する。

(奨学生の打ち切り)

第 14 条 奨学生が次の各号の 1 に該当すると認められる場合は、奨学生の交付を打ち切ることがある。

- ① 正当な理由なく奨学生の義務を怠ったとき。
- ② 病気、ケガなどのために成業の見込みがないとき。
- ③ 学業成績、または性行が不良となったとき。
- ④ 奨学生を必要としなくなったとき。
- ⑤ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。

(貸与奨学生返還誓約書)

第 15 条 貸与奨学生が次の各号の 1 つに該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学生の全額について、保証人と連署のうえ、奨学生返還誓約書を提出しなければならない。

- ① 卒業もしくは修了し、または奨学生貸与期間が満了したとき。
 - ② 退学したとき。
 - ③ 奨学生の交付を打ち切られたとき。
 - ④ 奨学生を辞退したとき。
- 2 前項の保証人は、独立の生計を営む者であつて、いつでも本人と連絡のできる者でなければならぬ。

(貸与奨学生の利息)

第 16 条 貸与奨学生には利息をつけない。

(貸与奨学生の返還)

第 17 条 貸与奨学生が第 15 条第 1 項各号の 1 に該当するときには、貸与の終了した月の翌月から起算して 1 年を経過した後、10 年以内に返還しなければならない。

第 18 条 貸与奨学生はいつでもその一部または全部を繰り上げ返還することができる。その場合、初回に全額返還する者にはその一部を免除する。

(貸与奨学生返還の猶予と免除)

第 19 条 貸与奨学生であった者が災害または病気、ケガによって返還が困難になったとき、外国にあって学校に在学、または研究に従事するとき、そのほか真にやむをえない事由によって、返還が著しく困難と認められるときは、貸与奨学生の返還を猶予することができる。

第 20 条 貸与奨学生または貸与奨学生であった者が、死亡または心身に著しい障害が生じたことにより、貸与奨学生の返済未済額の全部または一部について返済不能となったときは、その全部または一部の返還を免除することがある。

(死亡の届け出)

第 21 条 奨学生が死亡したとき、または貸与奨学生であった者が貸与奨学生返還完了前に死亡したときは、相続人または保証人は死亡診断書を添えて、直ちに死亡届を本会に提出しなければならない。

付 則

この規定の施行に必要な細則ならびに奨学生の選考基準は、別にこれを定める。

この規定の改廃は、理事会の承認を必要とする。

- 1 この規定は 1965 年 3 月 1 日施行
- 1 1975 年 3 月 26 日改正
- 1 1977 年 3 月 25 日改正
- 1 1979 年 2 月 15 日改正
- 1 1981 年 3 月 26 日改正
- 1 1984 年 7 月 2 日改正
- 1 1986 年 5 月 12 日改正
- 1 1989 年 5 月 12 日改正
- 1 1992 年 5 月 15 日改正
- 1 1996 年 3 月 25 日改正
- 1 1998 年 12 月 7 日改正
- 1 2002 年 6 月 20 日改正
- 1 2008 年 10 月 29 日改正
- 1 2011 年 5 月 25 日改正
- 1 2014 年 10 月 22 日改正
- 1 2015 年 3 月 13 日改正
- 1 2018 年 1 月 17 日改正、2018 年 4 月 1 日施行
- 1 2019 年 1 月 16 日改正、2019 年 4 月 1 日施行